

長野市景観計画（改定案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果について

- 1 意見募集の目的 市では、良好な景観の形成を促進するため、様々な施策に取り組んできましたが、社会情勢の変化や新しい課題に対応するため「長野市景観計画」の見直しを行ってまいりました。この程、改定計画案に対して市民の皆様からご意見を募集（パブリックコメント）しましたので、その結果をお知らせするものです。
- 2 意見等の募集期間 平成 30 年 3 月 1 日（木）から平成 30 年 3 月 20 日（火）まで（20 日間）
- 3 募集方法 長野市ホームページ、広報ながの 3 月号への掲載および長野市役所都市政策課・行政資料コーナー・各支所の窓口において景観計画（改定案）を公表し、書面又は電子メール等でご意見を募集しました。
- 4 募集結果
- (1) 意見・提案等の提出者 7 人
 - (2) 意見・提案等の件数 7 件
 - (3) 提出方法の内訳 直接提出：4 件、郵送：0 件、ファクシミリ：1 件、電子申請：2 件

○ 意見の種別件数

区分	対応方針	件数
A	改定案を修正・追加する	1 件
B	改定案に盛り込まれており修正しない	1 件
C	改定案の修正はしないが今後の検討・参考とする	4 件
D	改定案に反映しない	1 件
E	その他（質問への回答、状況説明等）	1 件
合 計		7 件

○ 計画内容別の件数

章 立 て	件数
第 1 章 長野市の景観計画について	1 件
第 2 章 景観計画が描く未来像	1 件
第 3 章 景観を守り育むための取り組み	2 件
第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	1 件
第 5 章 景観重要公共施設の整備に関する方針	1 件
第 6 章 行為の制限に関する事項	4 件
資 料	1 件
その他	1 件
合 計	7 件

長野市景観計画（改定案）に対する市民意見及び対応の内容

No	意見の該当箇所		意見	市の考え方	計画への反映状況	
	頁	計画内容			区分	対応方針
1	13	第3章 景観を守り が育むため の取り組み	<p>中央通り大門南交差点から昭和通り交差点までの地区は、景観形成を特に推進する地区に含まれていますか。</p> <p>含まれていないとしたら、来街者が善光寺に立ち寄る表参道としての「景観形成を特に推進する地区」として市の景観計画に入れていただき、良好な景観維持を長期にわたり作る必要があると思います。</p> <p>出来れば長野駅から中央通り沿いは、その地区に合わせ参道として長野らしい景観を作ることが来街者の増加につながると思います。</p> <p>現状の通り沿いは、大門南交差点から昭和通り交差点間は、表参道景観研究会で景観協定を作っていますが、6割程度の判しかいただけません。その上、判を押していない人から店を建て替える、内規で禁止しているフーズク営業に見えるようなガールズバーなるものを開店したい等の話が伝わります。</p> <p>また電飾看板等もややもすれば増えてしまう、その上、地元になじみの無い地主の登場等。</p> <p>一応内規を作り維持向上を図る体制を作りましたが、現状はガラス細工のような弱い状況です。一度町が壊れ始めたら立て直すのが大変になります。</p> <p>ぜひ、長野市の景観計画で長野らしい良い街並みが後世まで守りそして作られていく状況にしていだければと思います。</p>	<p>中央通りの景観維持向上のために、日々活動をされていることに対し、感謝を申し上げるとともに敬意を表します。</p> <p>特色のある景観形成を特に推進する地区としての善光寺周辺地区は、現在、箱清水から大門南交差点周辺の地区を指定しています。</p> <p>ご指摘のように中央通りを善光寺の表参道にふさわしい景観に守り育てていくためには、特色のある景観形成を特に推進する地区として一体的な景観への取り組みが効果的であることから、今後、地元住民の皆様とも協議のうえ、指定地域の拡大について検討してまいりたいと思います。</p> <p>なお、善光寺表参道景観研究会の景観協定に定めているように建築行為等を制限するには、景観地区という制度があります。この制度を活用するには、地域や地元の住民の皆様との十分な合意形成が必要となります。</p>	C	改定案の修正はしないが今後の検討・参考とする
2	32	第6章 行為の制限 に関する事項	<p>建築の時の基準として、景観形成基準というものが示されています。</p> <p>建築物と電気供給施設には、敷地内の良好な樹木を生かす配置だとか、接道部の緑化を充実させるとありますが、太陽光発電施設にはそうした基準は必要ないのでしょうか。</p> <p>道路を歩いたり車で走っていると、道端にある太陽光パネルがとても気になります。本当は、歩行者や車と同じ目線にある、太陽光パネルの方がこういう基準が必要なのではないのでしょうか。</p> <p>家の周りを散歩していると、昔たんぼや畑のあったところに太陽光パネルができて、とても緑が少なくなってきたと思います。</p> <p>太陽光パネルを作るのをやめなさい、と言うのは難しいのかもしれませんが、せつかくこのような計画があるのだから、有効に使って欲しいと思います。</p>	<p>地上に設置する太陽光発電パネルは歩行者や自動車の目線と近い位置に設置されることが多いため、歩行者への圧迫感を避けるため設備を道路境界から後退させる、山並みの眺望を遮らない等の配慮が必要だと考えます。</p> <p>また、地熱発電施設等については、建築物に対する基準と同等のものが必要だと考えられます。</p> <p>ご指摘の件につきましては、建築物及び工作物共通の基準であることが明確になるよう景観形成基準の行為の種別・事項の「共通」を「建築物・工作物共通」と名称変更したうえで、「建築物」及び工作物の「電気供給・通信施設」に定めている「配置」「敷地の緑化」の2事項を「建築物・工作物共通」に移動し、太陽光発電パネルにも同様の基準が適用されるよう修正します。</p>	A	改定案を修正・追加する

No	意見の該当箇所		意見	市の考え方	計画への反映状況	
	頁	計画内容			区分	対応方針
3	32	第6章 行為の制限に関する事項	<p>太陽光パネルを規制することは良いことだと思う。</p> <p>太陽光発電が悪いことだとは全く思わないが、場所を選んでほしい。</p> <p>小島田の交差点の大きな太陽光パネルは何とかならないのか。</p> <p>高速道路のインターの手前にあって、長野にやってきたお客さんが、最後に見る光景があれだというのは、長野市民として恥ずかしい。</p> <p>計画には、木で囲えとあるようだが、せめてそのくらいの目隠しはしてほしいものである。</p>	<p>太陽光発電パネルについては、景観形成基準で敷地境界及び道路境界等からできるだけ後退させ植栽を設けることなどにより、通行者の視線から当該施設への視線を遮ることで周辺の景観を阻害しないよう、事業者に求めることとしています。</p>	B	改定案に盛り込まれており修正しない
4	*	第3章 景観を守り育むための取り組み	<p>市が守り育てていく景観や未来像、良好な景観形成に関する指針など、現計画がどのようなものかは知らないが、大変わかりやすくまとまっていると思う。共感します。</p> <p>しかしながら、市民にそういった市の方針や考えが浸透していく具体的な手段の記載が乏しいように思う。</p> <p>例えば、景観賞巡りだとかをやっているのは承知しているが、もっとPRをして、大々的に開催するとか、ながの百景をせっかくまとめたのなら、もっともっと市民に広めてみんなで大事していくとか、そういった取り組みが必要ではないかと感じた。</p> <p>市外の観光客もいいけれど、もっと市民にこの素晴らしい長野の景観を知ってもらう方が先ではないかと思う。</p>	<p>長野市の景観を守り育てていくためには、まず市民の皆様のご理解とご協力をいただくことが重要です。</p> <p>計画には、これまで行ってきた事業として景観賞の実施や景観賞めぐりの実施のほか、新たに選定したながの百景について掲載をしております。更に市民の皆様に長野市の景観に関心を持っていただくため、これらを活かした施策について検討し、展開してまいります。</p>	C	改定案の修正はしないが今後の検討・参考とする
5	*	第6章 行為の制限に関する事項	<p>企業や業者、一般市民もそうだが、建物を建てる時はもちろんそうだが、壁面の塗り替えや看板広告など、派手な色彩をなるべく無くすような協力要請や、デザインなどの感性の向上について、もっと市が率先して働きかけて欲しい。</p> <p>品性のない建物や絵は、市民として恥ずかしいです。</p>	<p>高さ 13m又は建築面積 1,000 m²を超える建築物や工作物の新築や増改築など大規模な行為については、景観計画の景観形成基準に色彩の基準を設け、周囲の景観と調和した外観へと、事前協議制度や届出制度により誘導していきます。</p> <p>大規模ではない建築物や既存の建築物等についても、景観形成基準に準じていただくよう、周知や啓発を図っていきたいと考えています。</p>	C	改定案の修正はしないが今後の検討・参考とする
6	34	第6章 行為の制限に関する事項	<p>着手の90日前（届出の60日前）までに協議とありますが、長すぎます。</p> <p>確認申請と同時程度としてください。</p>	<p>景観法に基づく届出が行為着手の30日前までに行うこととされていますが、建築計画の基本段階で周辺を含めた景観に関する協議を行い、より効果的な景観誘導を推進するため事前協議制度を創設するものです。</p> <p>建築確認申請（申請から35日以内に許可）と同時期では、十分な協議を行うことは困難であることから、大規模な行為の基本計画（構想）ができると思われる時期や事前協議に要する時間等を考慮し、行為着手の90日前とするものです。</p> <p>協議に必要な書類は、事業者の皆様に負担がかからないよう、平面図や立面図等、基本計画段階で作成する基礎的な資料とします。</p>	D	改定案に反映しない

No	意見の該当箇所		意見	市の考え方	計画への反映状況	
	頁	計画内容			区分	対応方針
7	*	その他	<p>最近やたらに背の高いマンションが増えてきて、特に市街地に行けば行くほどひどい有様です。人が来れば賑わうし、市外の大手が儲けたいと考えるのもわかりますが、少子化も進む一方だし需要がなくなってきたら造っちゃったものはどうなるのでしょうか。</p> <p>そこにまだ住んでいる人がいたら壊せない上に、世帯が少なければ修理もなかなかできないだろうし、景観が悪化することは目に見えています。</p> <p>造って売っちゃう方はそんなことまで考えていないだろうし、結局馬鹿を見るのは市民というような気がしないでもありません。</p> <p>今のうちに何とか歯止めをかけておいた方がいいのではと思います。</p>	<p>市の顔である中心市街地の賑わいと活力の持続には、まちなか居住の促進が必要であると考えます。</p> <p>しかし、高層の建築物は特に周辺の景観に与える影響が大きいと思われることから、新築や建物の修理を行う際には、長野市の素晴らしい景観を損ねないよう事前協議制度と届出制度を活用し、景観計画に基づき周辺の景観への配慮を求めするなど適切な景観誘導を行ってまいります。</p>	C	改定案の修正はしないが今後の検討・参考とする